

第 1 号議案

広島サミット県民会議 令和 6 年度事業計画

1 実施事業

(1) ポストサミットを見据えた若者の参画

G 7 広島サミット記念コーナー（仮称）の設置

令和 6 年 5 月 19 日の一般公開開始に向けて、建屋の設置及び展示設営を行う。

【G 7 広島サミット記念コーナー（仮称）の概要】

ア 設置場所

平和記念公園内（広島平和記念資料館（東館）出口の北側付近に 110 m²程度の建屋（プレハブ工法）を設置）

イ 展示内容（予定）

各国首脳等が記帳した芳名録（レプリカ）、首脳会議で使用された円卓・椅子、被爆樹木を活用したロゴオブジェ、写真パネル 等

ウ 開設時期（予定）

令和 6 年 5 月 19 日（日）

エ 開設期間

G 7 サミットの次期日本開催年である令和 12 年 12 月末まで（6 年 8 か月間）

オ 管理・運営

令和 6 年 5 月 19 日から令和 12 年 12 月末までの管理・運営は、広島市が行う。

(2) 県民会議総会及び役員会の運営

G 7 広島サミット記念コーナー（仮称）の一般公開後、総会及び役員会（いずれも書面審議）を開催する。審議事項は、令和 5 年度及び令和 6 年度決算、県民会議の解散決議等を予定。

第2号議案

広島サミット県民会議 令和6年度収支予算

1 収入の部 (単位：千円)

科 目	本年度予算額	摘 要
諸 収 入	48,657	前年度繰越金
	1	預金利息
合 計	48,658	

2 支出の部 (単位：千円)

科 目	本年度予算額	摘 要
事 業 費	48,557	ポストサミットを見据えた若者の参画
事務局費	101	事務局運営費
合 計	48,658	

広島サミット県民会議 令和4～6年度連結予算について

(単位：千円)

区分		令和4年度		令和5年度					令和6年度	令和4～6年度 ^{※2}
		最終予算額 (A)	決算額 (B)	当初予算額 (C)	専決処分額 (R5.11月) (D)	変更額 (R6.1月) (E)	現計予算額 (F)	決算見込額 (G)	予算額 (H)	総予算額 (A+F+H)
収入	負担金	506,200	506,200	254,800	0	△ 146,000	108,800	108,800	0	615,000
	県負担金	253,100	253,100	127,400	0	△ 73,000	54,400	54,400	0	307,500
	市負担金	253,100	253,100	127,400	0	△ 73,000	54,400	54,400	0	307,500
	諸収入	0	40	334,500	△ 10,086	0	324,414	324,417	48,658	2
	預金利息等	0	40	1	0	0	1	4	1	2
	前年度繰越金	0	0	334,499	△ 10,086	0	324,413	324,413	48,657	—
	合 計	506,200	506,240	589,300	△ 10,086	△ 146,000	433,214	433,217	48,658	615,002
支出	事業費	433,800	135,907	497,668	△ 10,075	△ 109,800	377,793	330,532	48,557	513,700
	開催支援	70,200	6,583	109,946	△ 1,329	△ 43,300	65,317	65,317	0	71,900
	おもてなし	116,900	51,366	73,394	△ 3,960	△ 2,100	67,334	67,334	0	118,700
	平和の発信	34,300	11,326	33,264	△ 90	△ 9,500	23,674	23,674	0	35,000
	広島の魅力の発信	182,400	62,234	184,510	△ 2,044	△ 41,100	141,366	141,366	0	203,600
	ポストサミット・若者の参画	30,000	4,398	96,554	△ 2,652	△ 13,800	80,102	32,841	48,557	84,500
	事務局費	72,400	45,921	91,632	△ 11	△ 36,200	55,421	54,028	101	101,302
	事務局運営費・予備費	72,400	45,921	91,632	△ 11	△ 36,200	55,421	54,028	101	101,302
	合 計	506,200	181,828	589,300	△ 10,086	△ 146,000	433,214	384,560	48,658	615,002
収支決算差引額			324,412 ^{※1}				収支決算差引額	48,657		

※1 端数処理により、数値は一致しない。

※2 二重計上となる前年度繰越金を除く。